平成２６年（フ）第４２１１号
大阪府東大阪市東石切町４丁目６番51号　アメニティ石切Ｂ101、前住所大阪府東大阪市東石切町２丁目５番24号
債務者　青木　吉文
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３号
岐阜県多治見市太平町１丁目22番地　グリーンキャッスル４Ａ
債務者　加藤　　瞳
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１７６７号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番６―901号
債務者　石岡　幸治
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５６号
福井市春日３丁目1408　リトルウイングＡ棟205号室、住民票上の住所福井市大森町第64号11番地３
債務者　齊藤　克彦
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０９０号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2423番地の１501号
債務者　磯野　陽子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幡野　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯138番地　穂高荘山がの湯
債務者　荻本　友子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第４３８５号
大阪府寝屋川市香里西之町14番11号
債務者　中西　勝次
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区白浦134番地１
債務者　兵後和歌子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　眞洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第５９号
山口県大島郡周防大島町大字小松1525番地９
債務者　石見　禎範
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２５２号
盛岡市本宮３丁目29番22号　パレオ本宮201号、旧住所札幌市東区北35条東12丁目２番８―301号
債務者　藤咲　武彦
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５４号
盛岡市上堂１丁目15番12―101号
債務者　中野　樹一
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６５号
福島県会津若松市御旗町４番38号　荒池アパート、住民票上の住所福島県会津若松市御旗町４番38号
債務者　三星　節子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1726番地１
債務者　加藤　トミ
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２２４号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字花ノ木18番地１　コーポリヨンＤ号
債務者　佐藤　洲代
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２５７号
愛知県一宮市奥町字野方37番地１　レオパレスフローラ101号
債務者　江口　卓哉
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３号
奈良県五條市今井２丁目３番２号ハイツリヴェールＣ棟101号
債務者　山口　清子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第２４号
和歌山県橋本市原田24番地ベルハイムＢ棟85
債務者　山口　守生
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
奈良地方裁判所五條支部